

生活環境の保全上の見地からのご意見に対する見解

1 意見書によるご意見

意見書 番号	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
1	1-1 今後人口が減少することを考え、広域処理にとらわれず、24時間稼働を前提とする焼却施設の建設は見直すべきである。	新しい施設の処理能力は1日40トン(20トン炉を2炉)であり、これは新しい施設が稼働する平成29年度までに可燃ごみ量を11%(平成24年度比)削減することを目標として最小限の施設規模で計画しています。将来、更に可燃ごみ量が減少した場合においては、1炉交互運転とするなど運転時間の調整により、安定的に稼働させます。
	1-2 今回の調査は断層について調査していない。建設予定地近くに断層があるので撤退すべきである。	生活環境影響調査は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理施設の建設に伴う周辺地域の生活環境へ及ぼす影響を把握し、その結果に基づき生活環境に配慮した対策を検討するため、現況把握、予測及び影響の分析を行うものです。断層は、施設の建設と操業が影響を及ぼす環境側面に該当しないことから調査対象としていません。 なお、建設予定地は、「古い文献では前後に断層線の分布が認められているが、新しい文献にはないので、建設予定地付近に顕著な断層がある可能性は低い」との専門家の知見もあるところ です。 また、施設の建設と操業に当たっては、大地震のような災害発生時においても、周辺環境に大きな影響を及ぼすことなく、安全に停止する施設としてまいります。

意見書 番号	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
	2-1 大町市及び白馬山麓環境施設組合の施設における過去の異常の発生状況と周囲に与えた影響及び対策をリスト化し、公表すること。	大町市及び白馬山麓環境施設組合の施設において、周囲に健康被害などの影響を及ぼした事例は無いものと認識しています。 なお、廃棄物処理法等に基づき、施設の維持管理及び安全管理並びに施設の安全な操業に努めます。また、事故(異常)発生時の対応については、環境省の廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針に基づき、発生が予測される事故について適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故発生に備えます。
2	2-2 煙突をより高く変えた場合の拡散と最大着地濃度の出現状況の違いを予測し、公表すること。 煙突の高さを変えた場合の景観の変化についても予測し、公表すること。	煙突高が60m以上の場合は、航空法に基づく昼間障害標識(紅白の塗装等)の設置が必要となります。景観への配慮のため、煙突高を60m未満として計画し、生活環境影響調査の結果を踏まえて決定することとしていました。 今回の調査では、影響を評価する条件として煙突高を59mに設定し、併せて参考調査として煙突高による比較を行い、住民説明会においてご意見をお聞きしました。提示した煙突の高さは、40m、50m、59m及び80mの4種類です。 排ガスの拡散では煙突高による差は僅かであったこと、また、説明会等では景観と安心・安全に配慮して煙突高を上限の59mとして欲しいとの強いご意見をいただき、それを踏まえて検討した結果、煙突高は生活環境影響調査で予測条件とした59mとします。 なお、周辺の景観へできるだけ調和するよう、外観の形状、色彩等について検討します。
	2-3 現況調査結果によると、浮遊粒子状物質(SPM)や微小粒子状物質(PM2.5)の数値が比較的高いことがあった。施設稼働後のモニタリングにおいて、挙動等について注意深く把握すること。	施設稼働後の周辺環境の変化を監視する環境モニタリング調査を継続的に実施し、結果を公表します。調査項目、調査地点などについては、今後地元等と協議し調査計画を策定する予定です。

意見書 番号	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
2	<p>2-4 直接搬入車両台数の見込みが過少と思われる。 また、観光地であり、季節的な変動が大きいと考えられるので、予測に反映すること。</p>	<p>大町市は可燃ごみの収集方法に大きな変更が無いことから、平成25年度実績に基づき、平成29年度の直接搬入車両台数を算出しています。大町市分は1日平均18台(平成25年度実績20台)を見込んでいます。 白馬村及び小谷村については、現在は白馬山麓清掃センターへの直接搬入が可燃ごみの約4割を占めています。処理施設が大町市になることから、地区集積場の整備やパッカー車への積替えによる行政収集の強化及び事業系ごみの許可業者への運搬委託促進などを検討しています。このことから直接搬入量の大幅な減少が見込まれますが、現時点で正確な予測を行うことはできないため、直接搬入量が1割となるとの想定により直接搬入車両台数を算出し、1日平均7台としています。 なお、廃棄物運搬車両の走行に伴う排ガスの影響予測は、年平均値で評価することから、予測条件である車両台数も、年間平均台数の見込みをお示ししています。ピーク時には、車両台数が2～3倍となる日が年間で数日あると見込まれますが、現在の通行車両台数に比べて大幅な増加とはなりません。</p>
	<p>2-5 猛禽類の保全措置にある「工事範囲を最小限にする」の具体的内容を示すこと。</p>	<p>建設予定地の森林は緩衝林として幅20m以上を残し、造成面積を最小限とする計画です。 なお、大きな騒音が発生しにくい工法を可能な限り導入するとともに、低騒音型の重機の採用や、特定の日時に重機や工事車両が集中しないように配慮するなど、騒音伝播の抑制に努めます。 また、工事の性質上、一定の騒音の発生が避けがたい工種については、猛禽類の繁殖時期(特に4月中旬から6月初旬にかけての抱卵期・巢内育雛期)を避けるなどの対策を講じます。</p>
	<p>2-6 景観について、ホテルの客室等からの見え方を調査すべきであった。施設の詳細設計書の公表に際して調査すること。</p>	<p>不特定かつ多数の人が利用する公共的な場所として、まず11ヶ所の視点場を選定しました。その上で、利用者の多さ、アクセスの良さ、周知された展望地であることなど、眺望に対する影響が大きいと想定される視点場を評価地点として3地点選定しました。</p>
	<p>2-7 従来型の景観評価手法(フォトモンタージュ)であり、「3D-VRシミュレーター」などの手法を採用すべきであった。</p>	<p>モデル化することで細部や色彩等が実際と乖離し、誤った印象となるおそれがあることから、一般的であり、かつ確立された手法であるフォトモンタージュによる評価としました。 実施設計において外観デザインや色彩等を決定するに当たっては、複数パターンのフォトモンタージュを作成し、地域住民等のご意見をお聞きしたいと考えています。</p>

意見書 番号	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
	3-1 調査内容に対する意見募集に際して、住民参加で行うことを要望したが、見学会を1回開催しただけではないか。	大気等の測定は公定法で行うため専門業者へ委託して行いました。季節毎に結果を公表し、また調査見学会を開催するなど、情報提供に努めました。 なお、施設稼働後の周辺環境の変化を監視する環境モニタリング調査においては、公定法に併せて簡易法による住民参加型の調査の実施を検討します。
	3-2 調査結果について十分な説明は行われたのか。	広く全体を対象とした説明会を開催したほか、建設予定地周辺自治会等へ説明会の開催を要請し、了解をいただいた自治会においては、自治会ごとの説明会を開催しました。
3	3-3 住民の理解が得られ、環境保全上有効であれば、逆転層を突き抜ける高さの煙突とし、周辺環境への影響がより少なくなるようにすべきである。	排ガスの拡散計算は、煙突の高さに、排ガスの速度や温度に伴う上昇力を加えた有効煙突高さに基づき行います。この有効煙突高さは、無風時では200～300m程度、有風時では煙突高さ～200m程度が見込まれます。このため、煙突高さの差は有効煙突高さに比べると相対的に小さくなります。 調査結果では、有効煙突高が逆転層を突き抜けない条件においても地上の汚染物質の濃度は環境基準と比較して非常に低い値であり、影響は少ないと見込まれます。 なお、説明会等では景観と安心・安全に配慮して煙突高を59mとして欲しいとの強いご意見をいただき、それを踏まえて検討した結果、煙突高は生活環境影響調査で予測条件とした59mとします。
	3-4 3市村で競争するようにごみ減量し、なるべく小さな施設とすべきである。	新しい施設の処理能力は1日40トンであり、これは新しい施設が稼働する平成29年度までに可燃ごみ量を11%(平成24年度比)削減することを目標として最小限の施設規模で計画しています。各市村では生ごみの堆肥化等の施策をいっそう推進することとしていますので、ご協力をお願いします。
	3-5 廃棄物運搬車両の環境保全措置として、バイオ軽油使用に代わる方法を検討すること。	直接搬入車の縮減のため収集体制の整備を図るほか、電動式パッカー車など低公害車の導入について検討していきます。